

気候変動対策に係る主な制度の2020年からの取組（主な改正事項等）

第1 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）に関する事項（第三計画期間（2020-2024年度）に適用する事項）

（詳細は【別紙3】参照）

○ 現行の基準排出量及び設定方法を継続

- ① 第三計画期間開始前に既に削減義務の対象である事業所
 - ・ 第二計画期間に適用されている基準排出量をそのまま継続
- ② 第三計画期間の途中から新たに削減義務の対象となる事業所
 - ・ 第一・第二計画期間の新規事業所の取扱いと同様に、「過去の排出実績」又は「都が設定している排出標準原単位（2005～2007年度排出量ベース）」を用いて設定

○ 第三計画期間の削減義務率を設定

事業所の特性や今後の省エネ余地等を踏まえ、区分ごとに削減義務率を設定

区分		第三期 削減義務率 (基準排出量比)	第三計画期間において実施する事項
区分Ⅰ-1	オフィスビル等 ^{※1}	27%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設は削減義務率を2%減（第二計画期間から第三計画期間にわたる激変緩和措置） ・ 第三計画期間からの新規参入事業所には、原則、第二計画期間の削減義務率（17%又は15%）を適用（経過措置有）
区分Ⅰ-2	オフィスビル等 ^{※1} のうち他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所 ^{※2}	25%	
区分Ⅱ	工場等 ^{※3}	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ トップレベル事業所は削減義務率を1/2又は3/4に減少

※1 オフィスビル、商業施設、宿泊施設等と熱供給事業所(区分Ⅰ-2に該当するものを除く)

※2 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの

※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設など区分Ⅰ-1、区分Ⅰ-2以外の事業所

○ 低炭素電力選択の仕組みの拡充

- ① 「低炭素電力（再エネ電力）」と位置付ける対象の追加（電力選択の多様化へ対応）
 - ・ 環境価値（非化石価値証書等）を活用した電力も、再エネを活用した電力と位置付け
 - ・ 電気事業者が供給する「電力メニュー」も低炭素電力の対象に追加（ただし、電気事業者が供給する電力全体の排出係数が0.37 [t-CO₂/千kwh]以下であることが条件）
- ② 排出係数が0.37 [t-CO₂/千kwh]以下の低炭素電力の調達時には、削減量として全量算定
 - ・ 第二計画期間に設定していた「削減量の活用上限」を撤廃
- ③ 再エネ電源割合の高い電力（30%以上）の調達時には、削減量の追加が可能（追加付与）

第2 地球温暖化対策報告書制度に関する事項

(詳細は【別紙4】参照)

○ 優良な事業者を評価する仕組みの導入

- ・事業者の取組意欲を喚起するため、評価・公表制度を新たに導入
- ・特に優良な事業者（原単位・総量ともに1.3%以上改善）には「ランク」を付与し、公表

○ 再エネ利用に関する報告義務を新設し、利用状況を評価に反映

- ・需要側の取組促進を図るため、低炭素電力の調達やオンサイトでの再エネ設備を設置する事業所の状況を把握し評価

第3 建築物環境計画書制度に関する事項

(詳細は【別紙5】参照)

○ 建築物環境計画書の提出対象の見直し（拡大）

- ・提出義務対象の拡大（延床面積5,000㎡超 → 2,000㎡以上）
- ・延床面積2,000㎡未満の建物は、任意での計画書の提出が可能

○ 再生可能エネルギーの導入検討義務に関する見直し

- ・再生可能エネルギーを利用するための設備の導入検討義務対象の拡大（延床面積5,000㎡超 → 2,000㎡以上）
- ・再生可能エネルギーを含む電力の利用に関する検討義務を導入

○ マンション環境性能表示の対象の拡大

- ・住宅用途2,000㎡未満のマンションにおいても、建築物環境計画書を任意で提出した上で、販売等を目的とする広告への表示を行うことが可能

○ 省エネルギー性能評価書に関する見直し

- ・建物の環境配慮に係る性能をより分かりやすく表示（再生可能エネルギーの利用、建物の長寿命化、緑化に関する評価の追加等）

○ 省エネルギー性能の評価に関する見直し

- ・省エネルギー性能評価の最高ランクとなる「ZEB評価」を新設（非住宅用途）